

平成29年度 学校図書館担当者研修

学校図書館の整備充実のために

奈良県教育委員会事務局学校教育課

指導主事 川西 聡弘

E-mail kawanishi-toshihiro@office.pref.nara.lg.jp

〈本日の内容〉

1. 学校図書館を巡る情勢
2. 司書教諭、学校司書の役割
3. 各学校における学校図書館の充実のために

〈読書活動の重要性について〉

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成13年法律第154号)

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

〈学校図書館の法的位置付けについて〉

○学校図書館法（昭和28年法律第185号）

（定義）

第二条 「学校図書館」とは、（略）図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第三条 **学校には、学校図書館を設けなければならない。**

〈学校図書館の役割について〉

学校図書館は、図書館資料を児童生徒や教員の利用に供すること等により、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」を目的とするものであり、以下の**3つの役割**を担うもの

- (1) **読書センター** — 自由な読書活動や読書指導の場
- (2) **学習センター** — 児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりすること
- (3) **情報センター** — 児童生徒・教職員の情報ニーズへの対応や、児童生徒の情報収集・選択・活用能力を育むこと

〈奈良県の現状〉

① 学校図書館図書標準の達成状況 (資料 P 12、 P 13) (資料 P 9)

〈図書標準を達成している学校の割合〉

	公立小学校	公立中学校
全 国	6 6 . 4 %	5 5 . 3 %
奈良県	3 6 . 1 %	3 3 . 7 %

(平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」より)

〈奈良県の現状〉

② 司書教諭発令状況及び学校司書配置状況

(資料 P10、P11)

〈司書教諭発令状況〉

	公立小学校		公立中学校	
	12学級以上	11学級以下	12学級以上	11学級以下
全 国	99.4%	28.7%	98.9%	31.2%
奈良県	100%	56.7%	100%	64.6%

〈学校司書配置状況〉

	公立小学校	公立中学校
全 国	59.3%	57.3%
奈良県	18.4%	18.3%

(平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」より)

〈「司書教諭」と「学校司書」〉

○「司書教諭」

- ・「学校図書館の専門的職務を掌る」
「教諭をもつて充てる」（学校図書館法第五条）
- ・司書教諭の資格をもつ者に、各校の校長が発令する。
- ・12学級以上の学校には必ず置く。
（11学級以下の学校にも置くことが可能）

○「学校司書」

- ・「専ら学校図書館の職務に従事する職員」
（学校図書館法第六条）
- ・市町村で採用し、各学校に配置する。
- ・平成27年4月に学校図書館法が改正されるまで、
「学校図書館担当職員」とも呼ばれていた。
- ・市町村によって、勤務形態は多様である。

【学校図書館ガイドライン】（資料P14～P20）

「学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、（略）学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、『学校図書館ガイドライン』を定める。」

（出典）

平成28年10月

「これからの学校図書館の整備充実について」

（学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議）

【学校図書館ガイドライン】

〈学校図書館に携わる教職員等〉（資料P16、P17）

○校長（**学校図書館の館長**としての役割も担う）

○司書教諭を含む全教員

○学校司書、地域のボランティア等

「学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、**互いに連携・協力し、組織的に取り組む**よう努めることが望ましい」

【学校図書館ガイドライン】

〈司書教諭の役割〉（資料P16）

- **学校図書館の専門的職務をつかさどる。**
 - 学校図書館の運営に関する総括
 - 学校図書館を活用した教育活動の企画・実施
 - 年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案
 - 学校図書館に関する業務の連絡調整 など
- 学校図書館を活用した授業を実践する。
- 積極的に他の教員に助言するよう努める。

【学校図書館ガイドライン】

〈学校司書の役割〉（資料P16）

- 学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事する。
- 学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を、司書教諭や教員とともに進めるよう努める。
 - ・ 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務
 - ・ 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務
 - ・ 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務

学習指導要領における、 学校図書館に関連する事項の取扱い

〈学習指導要領に「学校図書館」が扱われている項目〉

	小 学 校	中 学 校
現行 学習指導要領	総則・国語科・社会科・ 総合的な学習・特別活動 (資料 P 21)	総則・国語科・美術科・ 総合的な学習・特別活動 (資料 P 21)
新 学習指導要領	総則・国語科・社会科・ 総合的な学習・特別活動 (資料 P 22)	総則・国語科・社会科・ 美術科・総合的な学習・ 特別活動 (資料 P 23)

〈今後の学校図書館の充実のために〉

①自校（又は担当校）の学校図書館の現状について再確認すること。

- （例）
- ・ 図書標準達成率は？
 - ・ 百科事典の出版年度は？
 - ・ 児童生徒の利用率は？
 - ・ 授業での使用率は？ など

客観的な
視点で

丁寧な確認から対策が見えてくる。

〈今後の学校図書館の充実のために〉

②予算等について知り、適切に対応すること。

- 「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定
- 本年度から平成33年度までの5年間、地方財政措置が講じられている。

③校長先生に協力を依頼すること。

- (校内の先生に)
組織的な取組の推進を校内教職員に提言
- (市町村教委に)
学校図書館の整備に必要な要望等を提言

〈今後の学校図書館の充実のために〉

- ④学校図書館に関わる資料を活用しながら、校内の教職員に情報を発信すること。

→本日の内容や資料を参考に

- (例)
- ・ 学校図書館の役割
 - ・ 奈良県の現状
 - ・ 市町村教育委員会との連携
 - ・ 実践に役立つ方法や資料の提供
 - ・ 司書教諭、学校司書の役割と全教職員が連携する必要性 など